

外人第 917号

平成9年11月28日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 小 淵 恵 三 殿

外務大臣 小 淵 恵 三

閣 議 決 定 人 事 に つ い て

下記のとおり発令を願います。

記

(大臣官房) 外務事務官 大和田 恵 朗  
(国際協力事業団理事) 松 本 絃 一  
(在スバハヤ日本国総領事館総領事) 外務事務官 松 本 俊

特命全権大使に任命する

(以上12月2日発令)

おって、大和田大使にはユーゴスラヴィア国駐箭、松本(絃)大使にはジョルダン国駐箭、松本(俊)大使にはジャマイカ国駐箭を命ずるものである。

履 歴 書

本籍	[Redacted]		出生地	年号	月	日	事	項	省	庁	名
	氏名	旧氏名									
				昭和三六	九	二〇	外務公務員採用上級試験合格				
				三七	三	一	東京大学法学部第二類卒業				
					四		外務事務官に任命する				
							条約局勤務を命ずる				
					八	一五	在ドイツ日本国大使館在勤を命ずる				
							外交官補を命ずる				
				四〇	五	一	三等書記官を命ずる				
				四二	八	二一	経済局勤務を命ずる（総務参事官室）				
				四四	一	二七	経済局国際経済課勤務を命ずる				

外務省

おおわだのりあき  
大和田 應 朗

昭和一二年六月七日生

省	務	外	事			省	庁	名
			年号	月	日			
			昭和四五	二	九			条約局勤務を命ずる
			四七	五	二			条約局国際協定課勤務を命ずる
			四八	五	一			在オーストリア日本国大使館在勤を命ずる
								二等書記官を命ずる
				一〇	一			一等書記官を命ずる
			五〇	七	一			在ドイツ民主共和国日本国大使館在勤を命ずる
			五二	七	一			アメリカ局調査官に昇任させる
				九	一六			経済局書記官に配置換する
				一一	二八			経済局国際機関第二課長に配置換する
			五六	四	六			在イラク日本国大使館に配置換する
								参事官を命ずる
			五八	七	一			在ベルリン日本国総領事館に配置換する

履 歴 書

本籍	出生地		年号	月	日	事 項	出生年月日	氏 名	旧 氏 名
	昭和三四		一	二七	一		昭和三十三年四月一日生	まつもと たかし	松本
八	三	一	七	四	一	格	外務省業務員を命ずる	大臣官房勤務を命ずる	外務事務官に任官させる
一		八	九				大臣官房勤務を命ずる	大臣官房勤務を命ずる	条約局条約課勤務を命ずる
							東京外国語大学英米科卒業		
							在オランダ日本国大使館在勤を命ずる		

外 務 省





履 歴 書

本籍	[Redacted]	
	氏名	まつもと こういち
出生地	出生年月日	昭和一五年一月二五日生
年号	月	日
昭和三九	九	一八
四〇	三	一
四二	七	一〇
四四	七	一五
事	項	省庁名
外務公務員採用上級試験合格		
東京大学法学部第三類学士修了		
外務事務官に任命する		
条約局勤務を命ずる		
在連合王国日本国大使館在勤を命ずる		
外交官補を命ずる		
在インド日本国大使館在勤を命ずる		
三等書記官を命ずる		
アジア局南西アジア課勤務を命ずる		

外務省

年号	月	日	事項	省庁名
昭和四五	七	二〇	国際連合局勤務を命ずる	
四八	九	二八	経済協力局技術協力第一課勤務を命ずる	
四九	一〇	一	在アメリカ合衆国日本国大使館在勤を命ずる	
			二等書記官を命ずる	
五〇	四	一	一等書記官を命ずる	
五一	一〇	一	在ガーナ日本国大使館在勤を命ずる	
五三	一一	二五	中近東アフリカ局アフリカ課に配置換する	
五五	四	五	中近東アフリカ局アフリカ第二課長に昇任させる（政令第五八号）	
五六	九	一〇	欧亜局西欧第二課長に配置換する	
五八	二	一〇	在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部に配置換する	
			参事官を命ずる	

外務省



年号	月	日	事項	省庁名
昭和六〇	九	一六	在ニューヨーク日本国総領事館に配置換する	
			領事を命ずる	
平成元	九	一五	大臣官房外務参事官に配置換する	
			条約局に併任する	
三	四	一	大臣官房審議官に昇任させる	
			条約局に併任する	
	一二	二	在中華人民共和国日本国大使館に配置換する	
			参事官を命ずる	
			中華人民共和国駐劔特命全権大使を補佐し中華人民共和国に在勤する期間公使の名称を与える	
六	一〇	一九	辞職を承認する	

外務省



外務省	年号	月	日	事項	省庁名
	昭和五〇	一	二九	欧亜局西欧第一課勤務を命ずる	
五三	一〇	一	在オランダ日本国大使館に配置換する		
			一等書記官を命ずる		
五七	九	二〇	国際連合局政治課に配置換する		
五九	三	一九	外務省研修所に配置換する		
			外務省研修所教務主事を命ずる		
	四	一	外務省研修所指導官に昇任させる		
六〇	八	五	休職にする（フォーリン・プレスセンター総括企画課長）		
			復職させる		
六二	一二	二	大臣官房総務課企画官に配置換する		
			大臣官房調査官に配置換する		
六三	一	一六	在オランダ日本国大使館に配置換する		
平成三	二	一〇			

省	務	外	事 項			年 号	月	日
			省 庁 名	昭 和 三 五	三 九	四	八	一
			副理事官を命ずる		昭和三五	四	八	一
			経済局経済統合課勤務を命ずる		三九	四	一	一
			経済局国際機関第二課勤務を命ずる（組織令 改正）			五	二七	二七
			休職にする（UNDP東京事務所）		四一	五	一六	一六
			復職させる		四四	二	一	一
			大臣官房勤務を命ずる					
			在プレトリア日本国総領事館在勤を命ずる				一五	一五
			副領事を命ずる					
			在ニュー・ジラランド日本国大使館在勤を命 ずる		四七	二	一七	一七
			三等書記官を命ずる					
			二等書記官を命ずる		一〇	一	一	一

外務省

外務省											年号	月	日	事項	省庁名	
								八			五	平成三	二	一〇	参事官を命ずる	
								三			二				在カンザス・シティ日本国総領事館に配置換	
								一			二〇				する	
															総領事を命ずる	
															在スラバヤ日本国総領事館に配置換する	

閣 議 説 明 メ モ

閣議日 12月2日 (火)

発令日 12月2日 (火)

●特命全権大使に任命する

ユーゴスラヴィア国駐節を命ずる

外務事務官 (大臣官房)

大和田 恵 朗

(1992年7月、ユーゴスラヴィア国内の民族紛争激化のため、中村泰三大使 (当時) に帰朝を命じ、その後、大使不在の状態であったが、我が国政府は、97年5月20日、「新ユーゴ」を国家承認し、外交関係を開設、日・ユーゴスラヴィア関係は正常化したことにより12月2日付にて大和田大使を発令予定)

●特命全権大使に任命する

ジョルダン国駐節を命ずる

(国際協力事業団理事)

松 本 絃 一

松 本 絃 一

→ ジョルダン国駐節

木 村 崇 之

9/12/1 命帰朝

●特命全権大使に任命する

ジャマイカ国駐節を命ずる

外務事務官 (在スラバヤ日本国総領事館総領事)

松 本 俊

松 本 俊

→ ジャマイカ国駐節

大久保 基

9/10/20 命帰朝